

## 令和7年度愛媛県事業承継支援事業実施要領

### (目的)

第1条 県は、この要領及び令和7年度愛媛県事業承継支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところにより、県内中小企業者の事業承継に必要な経費に対し、令和7年度愛媛県事業承継支援事業費補助金を交付することにより、円滑な事業承継を促進し、県内中小企業者の持続的な発展を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) M&A

事業譲渡、株式譲渡等により第三者に経営権を移転することをいう。

### (対象者)

第3条 令和7年度愛媛県事業承継支援事業（以下「支援事業」という。）の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 別表に定める支援機関の支援を受け、事業承継に取り組む県内に主たる事業所を有する中小企業者であること。

(2) 事業承継を行うにあたり、引き続き県内で事業を営む者であること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）に規定する暴力団又は暴力団員

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業（ただし、同項第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は除く。）及び同法第2条第5項の性風俗関連特殊営業

(3) 県税に未納がある者

### (対象事業)

第4条 この支援事業の対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国その他から補助金の交付その他これに類する助成を受け、又は受けようとする事業は対象事業から除くものとする。

(1) 親族・従業員等への事業承継

(2) M&Aの仲介委託等

### (補助対象期間等)

第5条 この支援事業の補助対象期間は補助金交付決定の日から令和7年2月28日までの間とし、補助対象経費等は要綱第4条の規定のとおりとする。

### (採択基準)

第6条 この支援事業の対象事業は、事業承継の緊急性や地域経済への貢献性等を総合的に勘案し、予算の範囲内において採択するものとする。

### (補助事業の決定に関する手続き)

第7条 次の各号に掲げる手続きにより補助対象事業を決定するものとする。

(1) 支援事業による支援を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込書（様式第1号）に、関係書類を添えて、県に提出する。

(2) 県は、前号による申込書等の提出があったときは、必要に応じて外部審査委員等で構成する事業評価審査会を開催し、事業の評価に係る意見を徴した後、事業計画の内容等を審査のうえ、補助対象事業の候補事業（以下「対象事業」という。）を決定する。

- (3) 県は、対象事業の決定について、申込者に通知する。
- (4) 申込者は、対象事業について、補助事業の申請をする場合には、交付申請書（要綱第4条に規定する様式第1号）を提出する。
- (5) 県は、前号に規定する交付申請書が提出された場合には、事業計画の内容等を審査のうえ、交付決定する。

(補助)

第8条 県は、補助対象者が実施する事業に対して、令和7年度愛媛県事業承継支援事業費補助金を交付する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

|   |
|---|
| 公益財団法人えひめ産業振興財団<br>愛媛県事業承継・引継ぎ支援センター<br>各商工会<br>愛媛県商工会連合会<br>各商工会議所<br>株式会社伊予銀行<br>株式会社愛媛銀行<br>愛媛信用金庫<br>川之江信用金庫<br>東予信用金庫<br>宇和島信用金庫<br>日本政策金融公庫松山支店<br>商工組合中央金庫松山支店 |
|---|

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所  
名 称  
代表者職氏名 印

令和7年度愛媛県事業承継支援事業申込書

令和7年度愛媛県事業承継支援事業実施要領第7条の規定により、下記のとおり申込書を提出します。

記

1 補助事業交付申込額 金 円

2 添付書類

| チェック欄                    |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | ① 補助事業計画書（別紙1）   |
| <input type="checkbox"/> | ② 収支予算書（別紙2）   |
| <input type="checkbox"/> | ③ 誓約書（別紙3）   |
| <input type="checkbox"/> | ④ 愛媛県事業承継支援事業に係る証明書（別紙4）   |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ 納税証明書（県税に未納がないことを証する書類・直近3ヶ月以内のもの）   |
| <input type="checkbox"/> | ⑥ 次の書類（いずれも写しで可）<br>法人：定款、履歴事項全部証明書（直近3ヶ月以内のもの）、貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）<br>個人事業主：事業内容の概要を記載した書類、前年の確定申告書（ただし、決算期を一度も迎えていない事業者は開業届） |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ 企業概要が分かる書類（会社案内やパンフレット等）の写し  |
| <input type="checkbox"/> | ⑧ 経費の積算根拠書類（委託先が発行した見積書等）の写し   |

(注) 添付しているものに  を付けてください

【本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先】

|     |    |     |      |
|-----|----|-----|------|
| 責任者 | 職： | 氏名： | 連絡先： |
| 担当者 | 職： | 氏名： | 連絡先： |

(注1) 代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記入は不要。

代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、県が指定する者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。

(注2) 「責任者」欄には、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には、本申請に関する事務を担当する者を記入すること。

(注3) 任意団体の場合は、責任者及び担当者が同一でも差し支えないが、その旨分かるように記載すること（「同上」等。）

様式第1号（別紙1）

補助事業計画書

|  |  |        |
|--|--|--------|
| 事業の種別<br>※該当する欄に○を付けること  | 親族・従業員等への事業承継  |        |
|  | M&Aの仲介委託等  |        |
| 申請者  | (名称)<br>(代表者役職)<br>(代表者氏名)<br>(担当者役職)<br>(担当者氏名)<br>(電話番号)<br>(担当者メールアドレス) |        |
| 住所   | 〒  |        |
| 現経営者   | (役職)<br>(氏名)<br>(年齢)   | /      |
| 後継者<br>※後継者（予定含む）が決まっている場合に記載すること  | (役職)<br>(氏名)<br>(年齢)   |        |
| 企業規模   | 資本金 円  | 従業員数 人 |
| 企業の事業概要<br>※事業に地域への貢献性等があれば記載すること  |  |        |
| 事業期間   | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日  |        |
| 補助事業の具体的な内容<br><br>※補助事業の内容について、できる限り詳細に記入すること<br>※事業承継を進めていく上で、補助事業の実施が必要であることを示すこと<br>※M&Aの仲介契約等の場合は、仲介契約等の概要を記入すること<br>※別紙を添付することもできる |  |        |

様式第1号（別紙2）

収支予算書

1 支出の部

（単位：円）

| 補助事業に<br>要する経費 | 補助対象経費<br>(消費税等を除く) | 備考 |
|----------------|---------------------|----|
|                |                     |    |

|          |
|----------|
| 補助金交付申込額 |
|          |

- (注) 1 「補助事業に要する経費」とは、補助事業において中小企業者等が必要とする全ての経費をいう。  
 2 「補助対象経費」とは、補助事業において、交付要綱別表（第3条関係）に掲げる「補助対象経費」のうち中小企業者等が補助対象として希望する経費をいう。  
 3 「補助金交付申込額」とは、「消費税等を除く補助対象経費」に対し補助率（1/2以内）を掛けた金額（千円未満切り捨て）であって、県からの補助金の交付を希望する額（200千円以内）をいう。

2 収入の部

（単位：円）

| 区 分       | 金 額 | 調 達 先 | 備 考 |
|-----------|-----|-------|-----|
| 補 助 金     |     | 愛媛県   |     |
| 政府系金融機関借入 |     |       |     |
| 民間金融機関借入  |     |       |     |
| 自 己 資 金   |     |       |     |
| そ の 他     |     |       |     |
| 合 計       |     |       |     |

- (注) 1 借入は借入予定先を記入のこと。  
 2 支出の部の「補助事業に要する経費」と収入の部の合計額とが一致すること。

# 誓約書

- 私  
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

### 1 補助業者として不適当な者

- (1) 暴力団（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 2 補助事業者として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

愛媛県知事 中村 時広 様

令和 年 月 日

住 所  
名 称

代表者職氏名



様式第1号（別紙4）

愛媛県事業承継支援事業に係る証明書

支援の種別

- 親族・従業員等への事業承継  
 M&A

下記の事業者は、当機関の支援を受け、上記の事業承継に取り組む者であることを証明します。

記

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年 月 日

支援機関名

責任者職氏名

印

【支援機関における本件担当者の職氏名・連絡先】

|     |    |     |      |
|-----|----|-----|------|
| 担当者 | 職： | 氏名： | 連絡先： |
|-----|----|-----|------|